

【児童扶養手当】について

所得制限及び手当額などが改正されます

母子家庭に支給されている『児童扶養手当』制度が、本年八月から改正されます。

現在、受給者の収入に応じて手当額が二段階（全部支給と一部支給）になっていますが、改正後は支給対象の所得の範囲が変わり、所得に応じてきめ細かく定められます。

また、今回から養育費の一部も所得に算入されるようになりました。

●改正の具体的な内容

① 所得制限限度額と手当額の見直し
母と子ども一人の母子世帯の場合
(傍線部分が改正になります。)

改正前の手当額（1か月あたり）

収入 二百四万八千円未満

全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百四万八千円以上 三百万円未満
一部支給 二万三千八百五十円

改正後の手当額（1か月あたり）

収入 全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百三〇万円以上 三百六十五万円未満
一部支給 一万円から四万二千三百六十円

（までは）

② 母親の所得の範囲の見直し

・養育費が支払われている場合は、その80%が所得として取り扱われるようになります。
・寡婦控除、寡婦特別加算は控除されなくなります。

・請求者が特別障害者控除を受けている場合の控除が、三十五万円から四十万円に引き上げられます。

- ③ 制度改正に伴う配慮
今回の改正によって、手当額が減額となつた方を対象に、新たに貸付金（無利子）が設けられます。

地方自治法第一九九条第七項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表します。

監査の対象

大崎町社会福祉協議会
・社会福祉協議会補助金
大崎町シルバー人材センター
・高齢者労働能力活用事業補助金

二 監査実施日
平成十四年六月七日

三 監査の結果

平成十四年六月七日

一 対象者

精神または身体に障害のある二十歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人が手当を受けられます。

二 手当の金額（1か月あたり）

一級該当 一人につき

五万一千五百五十円

二級該当 一人につき

三万四千三百三十円

三 所得による支給の制限

前年の所得により手当が支給されないことがあります。

児童扶養手当、特別児童扶養手当を請求される場合は、大崎町役場福祉保健課児童係にご相談ください。

『児童扶養手当』、『特別児童扶養手当』の現況届けを八月中に提出する必要があります。

この現況届けをされないと、手当が支給されなくなる場合がありますので、必ず届けを済ませてください。

《問い合わせ先》 大崎町役場福祉保健課児童係
TEL七六一一一一（内線一四二）

＝補助団体の監査結果公表＝

地方法令第一九九条第七項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表します。

監査の対象

大崎町社会福祉協議会
・社会福祉協議会補助金
大崎町シルバー人材センター
・高齢者労働能力活用事業補助金

二 監査実施日

平成十四年六月七日

三 監査の結果

平成十四年六月七日

一 対象者

平成十三年度の補助金の執行状況について監査の結果、補助金の交付に伴う諸手続きは、町補助金交付規則に基づいて適正に処理されており、町からの補助金は確実に収納され、これに伴う支出も補助目的に沿って執行されていることを確認した。

会計経理に関する事務処理並びに帳簿及び証拠書類の整理は、適正に処理されていることが認められた。

① 平成十三年度の補助金の執行状況について監査の結果、補助金の交付に伴う諸手続きは、町補助金交付規則に基づいて適正に処理されており、町からの補助金は確実に収納され、これに伴う支出も補助目的に沿って執行されていることを確認した。

四 監査意見

① 大崎町社会福祉協議会

社会福祉協議会に対しても、事務職員二名分の人事費の約八割を補助しており、介護保険事業を始め、

町の受託事業四件、その他の事業も増加している現状の中で、充分に補助目的を達していると思われる。

② 大崎町シルバー人材センター

シルバー人材センターは、設立以来、家庭や農家、

企業から好評を得、就業及び受託実績も順調に伸びており、補助目的を達していると認められる。

ただ、町の補助金は国に準じて交付されているが、補助目的のうえからも算出根拠を把握する必要があると思われる。

平成十四年六月十四日

大崎町監査委員 園田 忠
大崎町監査委員 米永 實

母子家庭に支給されている『児童扶養手当』制度が、本年八月から改正されます。

現在、受給者の収入に応じて手当額が二段階（全部支給と一部支給）になっていますが、改正後は支給対象の所得の範囲が変わり、所得に応じてきめ細かく定められます。

また、今回から養育費の一部も所得に算入されるようになりました。

●改正の具体的な内容

① 所得制限限度額と手当額の見直し
母と子ども一人の母子世帯の場合
(傍線部分が改正になります。)

改正前の手当額（1か月あたり）

収入 二百四万八千円未満

全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百四万八千円以上 三百万円未満
一部支給 二万三千八百五十円

改正後の手当額（1か月あたり）

収入 全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百三〇万円以上 三百六十五万円未満
一部支給 一万円から四万二千三百六十円

（までは）

② 母親の所得の範囲の見直し

・養育費が支払われている場合は、その80%が所得として取り扱われるようになります。

・寡婦控除、寡婦特別加算は控除されなくなります。

・請求者が特別障害者控除を受けている場合の控除が、三十五万円から四十万円に引き上げられます。

また、今回から養育費の一部も所得に算入されるようになりました。

●改正の具体的な内容

① 所得制限限度額と手当額の見直し
母と子ども一人の母子世帯の場合
(傍線部分が改正になります。)

改正前の手当額（1か月あたり）

収入 二百四万八千円未満

全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百四万八千円以上 三百万円未満
一部支給 二万三千八百五十円

改正後の手当額（1か月あたり）

収入 全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百三〇万円以上 三百六十五万円未満
一部支給 一万円から四万二千三百六十円

（までは）

② 母親の所得の範囲の見直し

・養育費が支払われている場合は、その80%が所得として取り扱われるようになります。

・寡婦控除、寡婦特別加算は控除されなくなります。

・請求者が特別障害者控除を受けている場合の控除が、三十五万円から四十万円に引き上げられます。

また、今回から養育費の一部も所得に算入されるようになりました。

●改正の具体的な内容

① 所得制限限度額と手当額の見直し
母と子ども一人の母子世帯の場合
(傍線部分が改正になります。)

改正前の手当額（1か月あたり）

収入 二百四万八千円未満

全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百四万八千円以上 三百万円未満
一部支給 二万三千八百五十円

改正後の手当額（1か月あたり）

収入 全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百三〇万円以上 三百六十五万円未満
一部支給 一万円から四万二千三百六十円

（までは）

② 母親の所得の範囲の見直し

・養育費が支払われている場合は、その80%が所得として取り扱われるようになります。

・寡婦控除、寡婦特別加算は控除されなくなります。

・請求者が特別障害者控除を受けている場合の控除が、三十五万円から四十万円に引き上げられます。

また、今回から養育費の一部も所得に算入されるようになりました。

●改正の具体的な内容

① 所得制限限度額と手当額の見直し
母と子ども一人の母子世帯の場合
(傍線部分が改正になります。)

改正前の手当額（1か月あたり）

収入 二百四万八千円未満

全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百四万八千円以上 三百万円未満
一部支給 二万三千八百五十円

改正後の手当額（1か月あたり）

収入 全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百三〇万円以上 三百六十五万円未満
一部支給 一万円から四万二千三百六十円

（までは）

② 母親の所得の範囲の見直し

・養育費が支払われている場合は、その80%が所得として取り扱われるようになります。

・寡婦控除、寡婦特別加算は控除されなくなります。

・請求者が特別障害者控除を受けている場合の控除が、三十五万円から四十万円に引き上げられます。

また、今回から養育費の一部も所得に算入されるようになりました。

●改正の具体的な内容

① 所得制限限度額と手当額の見直し
母と子ども一人の母子世帯の場合
(傍線部分が改正になります。)

改正前の手当額（1か月あたり）

収入 二百四万八千円未満

全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百四万八千円以上 三百万円未満
一部支給 二万三千八百五十円

改正後の手当額（1か月あたり）

収入 全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百三〇万円以上 三百六十五万円未満
一部支給 一万円から四万二千三百六十円

（までは）

② 母親の所得の範囲の見直し

・養育費が支払われている場合は、その80%が所得として取り扱われるようになります。

・寡婦控除、寡婦特別加算は控除されなくなります。

・請求者が特別障害者控除を受けている場合の控除が、三十五万円から四十万円に引き上げられます。

また、今回から養育費の一部も所得に算入されるようになりました。

●改正の具体的な内容

① 所得制限限度額と手当額の見直し
母と子ども一人の母子世帯の場合
(傍線部分が改正になります。)

改正前の手当額（1か月あたり）

収入 二百四万八千円未満

全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百四万八千円以上 三百万円未満
一部支給 二万三千八百五十円

改正後の手当額（1か月あたり）

収入 全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百三〇万円以上 三百六十五万円未満
一部支給 一万円から四万二千三百六十円

（までは）

② 母親の所得の範囲の見直し

・養育費が支払われている場合は、その80%が所得として取り扱われるようになります。

・寡婦控除、寡婦特別加算は控除されなくなります。

・請求者が特別障害者控除を受けている場合の控除が、三十五万円から四十万円に引き上げられます。

また、今回から養育費の一部も所得に算入されるようになりました。

●改正の具体的な内容

① 所得制限限度額と手当額の見直し
母と子ども一人の母子世帯の場合
(傍線部分が改正になります。)

改正前の手当額（1か月あたり）

収入 二百四万八千円未満

全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百四万八千円以上 三百万円未満
一部支給 二万三千八百五十円

改正後の手当額（1か月あたり）

収入 全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百三〇万円以上 三百六十五万円未満
一部支給 一万円から四万二千三百六十円

（までは）

② 母親の所得の範囲の見直し

・養育費が支払われている場合は、その80%が所得として取り扱われるようになります。

・寡婦控除、寡婦特別加算は控除されなくなります。

・請求者が特別障害者控除を受けている場合の控除が、三十五万円から四十万円に引き上げられます。

また、今回から養育費の一部も所得に算入されるようになりました。

●改正の具体的な内容

① 所得制限限度額と手当額の見直し
母と子ども一人の母子世帯の場合
(傍線部分が改正になります。)

改正前の手当額（1か月あたり）

収入 二百四万八千円未満

全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百四万八千円以上 三百万円未満
一部支給 二万三千八百五十円

改正後の手当額（1か月あたり）

収入 全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百三〇万円以上 三百六十五万円未満
一部支給 一万円から四万二千三百六十円

（までは）

② 母親の所得の範囲の見直し

・養育費が支払われている場合は、その80%が所得として取り扱われるようになります。

・寡婦控除、寡婦特別加算は控除されなくなります。

・請求者が特別障害者控除を受けている場合の控除が、三十五万円から四十万円に引き上げられます。

また、今回から養育費の一部も所得に算入されるようになりました。

●改正の具体的な内容

① 所得制限限度額と手当額の見直し
母と子ども一人の母子世帯の場合
(傍線部分が改正になります。)

改正前の手当額（1か月あたり）

収入 二百四万八千円未満

全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百四万八千円以上 三百万円未満
一部支給 二万三千八百五十円

改正後の手当額（1か月あたり）

収入 全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百三〇万円以上 三百六十五万円未満
一部支給 一万円から四万二千三百六十円

（までは）

② 母親の所得の範囲の見直し

・養育費が支払われている場合は、その80%が所得として取り扱われるようになります。

・寡婦控除、寡婦特別加算は控除されなくなります。

・請求者が特別障害者控除を受けている場合の控除が、三十五万円から四十万円に引き上げられます。

また、今回から養育費の一部も所得に算入されるようになりました。

●改正の具体的な内容

① 所得制限限度額と手当額の見直し
母と子ども一人の母子世帯の場合
(傍線部分が改正になります。)

改正前の手当額（1か月あたり）

収入 二百四万八千円未満

全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百四万八千円以上 三百万円未満
一部支給 二万三千八百五十円

改正後の手当額（1か月あたり）

収入 全部支給 四万二千三百七十九円

収入 二百三〇万円以上 三百六十五万円未満
一部支給 一万円から四万二千三百六十円

（までは）

② 母親の所得の範囲の見直し

・養育費が支払われている場合は、その80%が所得として取り扱われるようになります。

・寡婦控除、寡婦特別加算は控除されなくなります。

・請求者が特別障害者控